平成２７年（フ）第１１７２号
福岡県春日市一の谷３丁目85番地２　チェリータウン201号、前住所福岡県春日市白水ヶ丘１丁目47番地７
破産者　古城　光章
1　決定年月日　平成27年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１２６６号
福岡県春日市春日公園１丁目31番地　春日公園団地３棟502号
破産者　藤巻　忠政
1　決定年月日　平成27年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第７６６号
福岡県春日市上白水９丁目155番地　Ｉｔ’ｓ春日タウンＣ－203号
破産者　牧野あゆみ
1　決定年月日　平成27年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１１８２号
福岡市早良区原６丁目29番４－205号
破産者　秋月とも子
1　決定年月日　平成27年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１２０７号
福岡県春日市大谷８丁目106番地１　平コーポ402号
破産者　柴田　俊次
1　決定年月日　平成27年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１２７５号
福岡市南区野間４丁目１番35－210号
破産者　鎌田　雅幸
1　決定年月日　平成27年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第４３７号
名古屋市守山区四軒家２丁目525番地　マンション長谷川703号
破産者　絹川　恵子
1　決定年月日　平成27年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７３６号
名古屋市千種区川崎町２丁目27番地の２
破産者　佐藤　吉美
1　決定年月日　平成27年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８５７号
名古屋市南区三条２丁目４番12号　ハイツサンルート２Ｂ号
破産者　工藤憲太郎
1　決定年月日　平成27年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７７３号
埼玉県川越市大字大中居196番地６
破産者　恒吉　　聡
1　決定年月日　平成27年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２０４３号
札幌市北区北23条西５丁目１番18号　Ｄｉｏビル４階Ｄ号
破産者　山口　貢平
1　決定年月日　平成27年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８１５号
札幌市北区新川４条13丁目１番10号
破産者　熊谷　瑞男
1　決定年月日　平成27年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１１５８号
札幌市白石区中央３条２丁目１番12号　クラブリバティーＡ－10号
破産者　湯戸　康人
1　決定年月日　平成27年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１３７６号
札幌市厚別区厚別中央３条２丁目13番43－303号
破産者　伊藤　寛隆
1　決定年月日　平成27年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２８０号
埼玉県越谷市宮本町５丁目53番地　ジョイパーク201、旧住所埼玉県越谷市宮本町５丁目39番地40　パラシオンマンション412
破産者　鈴木　一夫
1　決定年月日　平成27年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第３４４号
埼玉県越谷市花田１丁目２番地４　ビィクトリアマンション105、旧住所埼玉県越谷市弥栄町３丁目43番地219
破産者　伊澤　章弘
1　決定年月日　平成27年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第２２０号
山梨県甲府市中央４丁目12番13号
破産者　佐藤　和人
1　決定年月日　平成27年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１３０号
愛知県豊橋市北岩田２丁目５番地の11、従前の住所愛知県北名古屋市徳重土部62番地　メゾンセレナーデ202号
破産者　赤川　慶輔
1　決定年月日　平成27年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第１２５４号
福岡県宗像市自由ヶ丘６丁目21番地１
破産者　三浦　和侑
1　決定年月日　平成27年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部